

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊釧路駐屯地
第 3 7 7 会計隊長 中村 健太郎

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6LXU1TM00440		6MQN1AM1019 0001								
品名 または 件名										
# 6 7 受電室 リアクトル・コンデンサー交換役務										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1. 00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
釧路駐業管理科営繕班 受電室				釧路駐業管理科営繕班 受電室						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
釧路駐業管理科営繕班 受電室				令和9年3月31日（水）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がB、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊釧路駐屯地 第 3 7 7 会計隊 契約班及び北部方面会計隊ホームページ

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年9月1日（火）11時00分 第 3 7 7 会計隊 入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- イ 「入札及び契約心得」を厳守している者であること。
- ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- エ 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。
- オ 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 号）第 3 条に規定する「電気工事業」に係る建設業の許可を有し、同法第 2 7 条の 2 3 に基づく有効な経営事項審査を受けていること。

(2) 適用する契約条項

- ア 本契約については、駐屯地用標準契約書役務請負契約条項を適用する。
- イ 特約条項は、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を適用する。

(3) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金
免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の 1 0 0 分の 5 以上の金額を違約金として徴収する。
- イ 契約保証金
免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を違約金として徴収する。

(4) 入札の無効

- ア 第 1 項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札

- イ 入札に関する条項に違反した入札
- ウ 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札
- エ 電報・電話・FAX等による入札
- オ 入札開始時刻に遅れた者による入札
- カ 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(5) 契約書の作成

落札者は、落札後遅滞なく陸上自衛隊駐屯地用標準契約書様式により契約書を作成する。

(6) 落札決定方式

総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札に参加する者は資格審査結果通知（写）を提出すること。

エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

オ 郵便による入札を認める。郵便入札をする者は、封筒を二重にし、内封筒に入札書を入れて封をし、外封筒に資格審査結果通知書（写）を入れ、表面に「#67受電室リアクトル・コンデンサー交換役務入札書在中」と朱書きし、令和8年8月31日（月）17時00分までに必着させること。この際、電話にて下記担当者に到着の確認を行うこと。

カ 再度入札の必要があった場合にはただちに実施する。但し、郵便入札があった場合は官側の指定する日時に執行する。

キ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。

ク 入札に関する事項の問合わせ先

陸上自衛隊釧路駐屯地 第377会計隊 契約班（担当：玉井）

TEL 0154-40-2011 内線：384

FAX 0154-40-2013 直通

ケ 仕様書に関する事項の問合わせ先

陸上自衛隊釧路駐屯地 釧路駐屯地業務隊 管理科（担当：小沼）

TEL 0154-40-2011 内線：317

(8) 公告掲示場所

ア 掲示場所：陸上自衛隊釧路駐屯地

北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin>

イ 掲示期間：令和8年8月3日（月）～ 令和8年9月1日（火）

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

品 目 等 内 訳 書

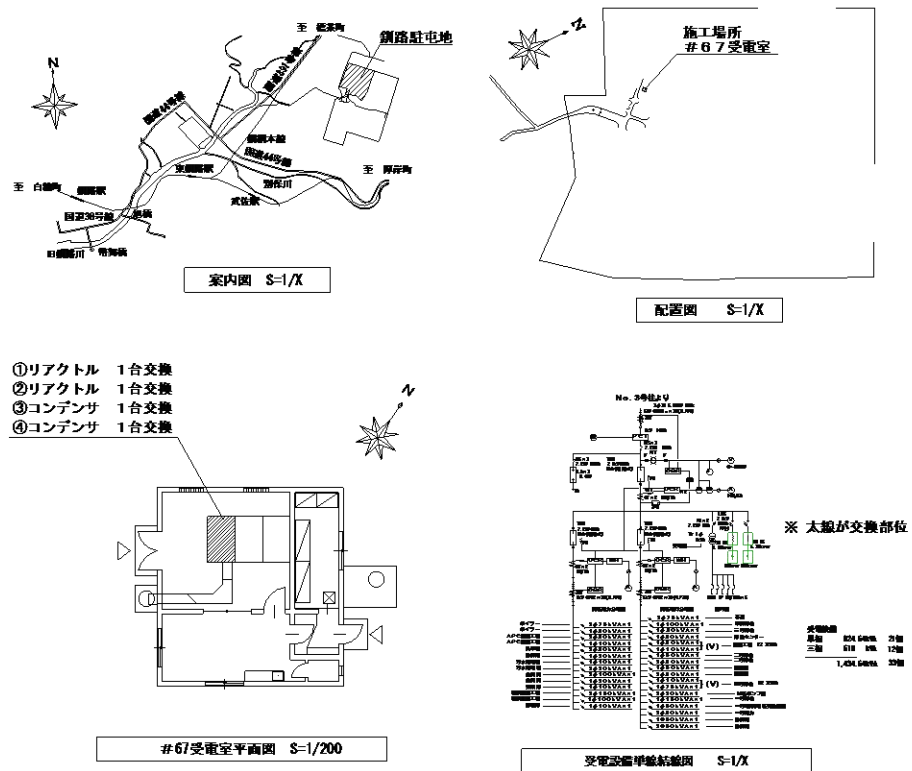
契約実施計画番号		6LXU1TM00440																						
NO	調達要求番号		物品番号				単	位	数	量	単	価	金	額	銘	柄	納		地	指定				
	品														使用期限等	引		渡	場		所			
	部品番号															または	規格	搬		入	場	所	検	査
	使用器材名							仕様書番号								グループ		納		期	包		装	
1	6MQN1AM1019	0001					ST		1.00								釧路駐業管理科営繕班		受電室					
	# 6 7 受電室 リアクトル・コンデンサー交換役務														釧路駐業管理科営繕班		受電室							
	仕様書のとおり														釧路駐業管理科営繕班		受電室							
															令和9年3月31日									
					- 以 下 余 白 -																			

仕 様 書

仕様書番号
第 4 6 号

1. 件 名 : # 6 7 受電室 リアクトル・コンデンサー交換役務
2. 場 所 : 鋼路駅鋼路町字別保 1 1 2 番地 陸上自衛隊鋼路駐屯地
3. 概 要 : リアクトル交換 2 台、コンデンサー交換 2 台

章	項 目																	
1	(1) 総 則	本仕様書及び図面は、鋼路駐屯地において実施する「#6 7 受電室リアクトル・コンデンサー交換役務」において必要な事項を制定する。																
一般	(2) 施 工	本作業は、仕様書、図面及び下記の標準仕様書・共通仕様書（最新版）に基づき、入会に施工する。 ○印ついたものを適用。 <table><tr><td>国土交通省 公共建築工事標準仕様書 ・ 建築工事編 ・ 機械設備工事編 ○ 電気設備工事編</td><td>国土交通省 公共建築改修工事標準仕様書 ・ 建築工事編 ・ 機械設備工事編 ○ 電気設備工事編</td><td>防衛省整備計画局 ・ 土木工事共通仕様書</td></tr></table>	国土交通省 公共建築工事標準仕様書 ・ 建築工事編 ・ 機械設備工事編 ○ 電気設備工事編	国土交通省 公共建築改修工事標準仕様書 ・ 建築工事編 ・ 機械設備工事編 ○ 電気設備工事編	防衛省整備計画局 ・ 土木工事共通仕様書													
国土交通省 公共建築工事標準仕様書 ・ 建築工事編 ・ 機械設備工事編 ○ 電気設備工事編	国土交通省 公共建築改修工事標準仕様書 ・ 建築工事編 ・ 機械設備工事編 ○ 電気設備工事編	防衛省整備計画局 ・ 土木工事共通仕様書																
共通	(3) 疑 義	本仕様書及び図面との内容に相違ある場合や明示ない場合又は疑いを生じた場合には、すべて監督官と協議しなければならない。																
事項	(4) 軽微な変更	施工に際し現場の取まり、取り合わせ等の為に位置又は工法を多少変え、それによる数量を幾分増減する等軽微な変更は、監督官の指示に従わなくてはならない。この場合の請求金額及び工期については変更しない。																
	(5) 材 料	使用する材料は再利用品を除きすべて新品とし、製造所及び商品名の特記がある場合はそのもの、又は同等品以上とする。ただし、同等品を使用する場合は、監督官に承認を受ける。																
	(6) 材 料 検 査	すべての材料は、工事現場に搬入後、検査を実施し合格したものを使用する。																
	(7) 現 場 管 理	ア 施工現場は、常に諸材料の整理整頓、その他清掃を行い、火災等の事故防止に努める。 イ 出入り口及び危険性のある場所には、危険表示などの標識を行う。 ウ 施工現場及び許可された場所以外への無断立ち入り等は厳禁とする。 エ その他部隊側の諸規則、指示に従い延滞なく実施する。																
	(8) 安全 管 理	労働安全規則の定めるところにより、十分な安全管理対策を行い災害の未然防止を図るものとする。																
	(9) 書 類 整 理	本作業に必要な書類の提出は、請負業者の責任において監督官の指示に従い遅滞なく行う。																
	(10) 写 真	<table><tr><th>分 類</th><th>規 格</th><th>焼付部数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>着工前</td><td>サードス判</td><td>各 1 部</td><td>(社) 公共建設協会「工事写真の撮り方（改訂第 3 版）」</td></tr><tr><td>工事中</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>完成時</td><td>(カラー)</td><td>(アルバム等張付け)</td><td>を参考に整理する。</td></tr></table>	分 類	規 格	焼付部数	備 考	着工前	サードス判	各 1 部	(社) 公共建設協会「工事写真の撮り方（改訂第 3 版）」	工事中				完成時	(カラー)	(アルバム等張付け)	を参考に整理する。
分 類	規 格	焼付部数	備 考															
着工前	サードス判	各 1 部	(社) 公共建設協会「工事写真の撮り方（改訂第 3 版）」															
工事中																		
完成時	(カラー)	(アルバム等張付け)	を参考に整理する。															
	(11) 提 出 書 類	施工に先立ち、実施工程表及び承認図を作成し監督官の承認を受ける。																
	(12) 作 業 日 程	作業中は駐屯地全域を停電にするため、作業日決定の際は隊の業務に支障がないよう監督官と協議する。																
	(13) 後 片 付 け	施工完了に関しては、施工現場の後片付け清掃などを行う。																
	(14) 電 気 ・ 水 道	電気・水道は、請負業者の負担において準備する。																
	(15) 発 生 材	施工期間中は、請負業者の保管とし、施工完了後発生材調書を作成する。発生材の処分については合規法に準拠し、産業廃棄物は処理が完了した後に manifests E 票を提出するものとする。但し鉄屑及びアルミ屑等監督官の指定するものについては監督官の指定する場所に運搬し整理のうえ集積する。 また、鉄屑等以外のものが付着又は接触している場合は、確実に分別を行うこと。																
	(16) 保 証 期 間	本作業完了後 1 年間における施工の不備による損傷は、請負業者の負担で無償修復する。																
	(17) 竣 工 検 査	本作業終了後、本仕様書及び図面などに基づき、請負業者・監督官が立会いの上、検査官が指定した日時に行う。																



【数量表】

既設品			新設参考品		
名 称	規格・型式等	数量	名 称	規格・型式等	数量
①リアクトル	1.28kvar RL-3 (三菱)	1	①リアクトル	1.28kvar LR-3 (毎月電気)	1
②リアクトル	6.38kvar RL-3 (三菱)	1	②リアクトル	6.38kvar LR-3 (毎月電気)	1
③コンデンサー	21.3/25.5kvar RL-8 (三菱)	1	③コンデンサー	21.3/25.5kvar RL-8 (毎月電気)	1
④コンデンサー	106kvar RL-8 (三菱)	1	④コンデンサー	106kvar RL-8 (毎月電気)	1

役務名称					# 6 7 受電室リアクトル・コンデンサー交換役務	図面番号	1
種 別					仕様書・案内図・配置図・受電設備単線結線図	縮 尺	図 示
業務隊長					管理科長	宮崎班長	管 財
					電気係長	監 督 官	設 計
					鋼路駐屯地業務隊管理科		
					令和 8 年 7 月 2 3 日		